

大磯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

大磯町告示第31号

平成18年3月29日

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を設置する者に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、大磯町補助金等交付規則（昭和33年大磯町規則第7号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいう。）であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上、放流水のBOD日間平均値が20mg/l以下の機能を有し、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。
- (3) 転換 既存の建築物で使用している単独処理浄化槽を廃止し、当該既存の建築物に合併処理浄化槽を設置するもの又は既存の建築物で使用しているくみ取り槽を廃止し、当該既存の建築物に合併処理浄化槽を設置するものをいう。
- (4) 撤去 合併処理浄化槽の設置に伴い、同一敷地内の既設単独処理浄化槽又は既設くみ取り槽を取り除くことが必要な場合に、これらを取り除くことをいう。
- (5) 宅内配管 便所、台所、洗面所、風呂等から合併処理浄化槽への流入管及びそのまです並びに合併処理浄化槽から住居の敷地に隣接する道路側溝その他の放流先までの放流管及びそのますをいう。

(補助対象地域)

第3条 補助対象となる地域は、本町の行政区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の11第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域を除く地域とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認め、神奈川県知事と協議して定める地域については、この事業の補助対象とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、補助対象地域において、専ら居住の用に供する建物に合併処理浄化槽（5人槽から10人槽までとする。）を設置しようとする者で、次に

掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に該当することなく、既設単独処理浄化槽又は既設くみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する者
- (2) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出が受理された者
- (3) 専ら居住の用に供する建築物に合併処理浄化槽を設置する者
- (4) 合併処理浄化槽の適正かつ継続的な維持管理ができる者
- (5) 販売又は賃貸の目的で建物を建築又は所有する以外の者
- (6) 町税等の滞納がない者
- (7) 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第3号の暴力団員でない者

（補助金の額）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 合併処理浄化槽の設置に要する費用
 - (2) 単独処理浄化槽からの転換に伴い必要となる既設単独処理浄化槽の撤去に要する費用
 - (3) 単独処理浄化槽からの転換に伴い、洗浄、消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じて雨水貯留槽等に再利用するために要する費用
 - (4) くみ取り槽からの転換に伴い必要となる既設くみ取り槽の撤去に要する費用
 - (5) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による合併処理浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用（既設の排水設備以外に新設又は増設する排水設備からの配管を除く。）
- 2 補助金の額は、別表に掲げる区分につき、それぞれ同表に定める額を限度額とし、前項各号に規定する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）と比較していずれか低い額の合計金額とする。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置工事の施行前に、大磯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 浄化槽設置届出受理書の写し
- (4) 合併処理浄化槽の構造図、全国浄化槽推進市町村協議会への登録の写し及び登録浄化槽管理票
- (5) 設置場所の案内図
- (6) 建築平面図及び配置配管図

- (7) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の使用状況が分かる写真又は書類の写し等
- (8) 暴力団排除に係る同意書（第4号様式）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者が借家人又は借地人であるときは、前項に規定するもののほか、賃貸人（所有者）の承諾書を添付するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、交付の適否を決定し、大磯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（計画変更の承認申請等）

第8条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知書を受けたのち申請内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ大磯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金変更承認申請書（第6号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により、承認の決定をしたときは、大磯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金変更承認決定通知書（第7号様式）により当該補助対象者に通知する。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助金に係る設置工事完了後1か月以内又は当該年度の3月1日のいずれか早い日までに、大磯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 合併処理浄化槽保守点検業者及び合併処理浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し又は浄化槽を適正に維持管理できることを証明する書類
- (2) 浄化槽法第7条及び同法第11条に定める検査を依頼したことを証する書類の写し
- (3) 施工前、施工中、完成後の写真
- (4) 出来形書類（平面図及び配置配管図）
- (5) 浄化槽設備士によるチェックリスト（第9号様式）
- (6) 収支決算書（第10号様式）
- (7) 合併処理浄化槽の設置に係る施工業者等からの請求書又は領収書の写し
- (8) 単独処理浄化槽からの転換にあつては、単独処理浄化槽廃止届の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該設置工事について完成検査を行うとともに、内容を審査して、その適否を決定し大磯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（第11号様式）により補助対象者に通知する。

(補助金の交付請求)

第11条 町長は、前条の規定による交付金額の確定後、補助対象者からの大磯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（第12号様式）に基づき補助金を交付する。

(財産処分の制限)

第12条 規則第15条ただし書の規定による町長が定める期間は、当該補助金の交付を受けた日から15年とする。

2 前項の期間内に当該施設等を処分しようとするときは、あらかじめ大磯町合併処理浄化槽設置整備事業処分届出書（第13号様式）を町長に提出しなければならない。

(財産処分制限期間内の補助金の返還)

第13条 この要綱により補助金を受け取った者は、財産処分制限期間内に処分した場合において、町長から請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第14条 規則第13条第2項の規定により準用する第5条の決定の通知は、大磯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定取消通知書（第14号様式）によるものとする。

(補助金の返還)

第15条 規則第14条第1項及び第2項に基づき補助金の返還を命ずる場合は、大磯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金返還命令書（第15号様式）により行うものとする。

(維持管理)

第16条 補助対象者は、合併処理浄化槽の機能が正常に働くように適正な維持管理をするよう努めなければならない。

(現地調査)

第17条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工現場において調査することができる。

(報告)

第18条 町長は、補助対象となった合併処理浄化槽について設置後の適正な維持管理の状況を確認するため、補助対象者に報告を求めることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年大磯町告示第31号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年大磯町告示第17号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年大磯町告示第16号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月22日大磯町告示第84号）

この告示は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日大磯町告示第26号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月16日大磯町告示第134号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日大磯町告示第38号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月16日大磯町告示第12号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助金の額		
	5人槽	6・7人槽	8～10人槽
合併処理浄化槽の設置に要する費用	332,000円	414,000円	548,000円
既設単独処理浄化槽の撤去に要する費用	150,000円		
既設単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用に要する費用	120,000円		
既設くみ取り槽の撤去に要する費用	120,000円		
単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換に伴う宅内配管工事に要する費用	330,000円		